

# 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

## 重要事項説明書

令和6年6月1日現在

### 1.事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名 老人保健施設 ヴィラかのや
- ・開設年月日 平成6年10月21日
- ・所在地 鹿児島県鹿屋市寿8丁目21番2号
- ・電話番号 0994-44-0021
- ・FAX番号 0994-44-1226
- ・管理者名 小倉 雅（医師）
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（4650380027）

#### (2) 老人保健施設ヴィラかのやの運営方針

- ①要介護者等のための看護、介護、リハビリ、生活指導等のサービスを地域に提供し、真の要介護者等の支援をする。
- ②在宅要介護者等の必要とする通所リハビリテーション、機能回復訓練、短期入所、療養介護等のサービスを地域に提供する。
- ③在宅における介護技術の相談、介護指導の役割を担う。
- ④明るく家庭的に雰囲気有し、地域や家庭と密に連携し、地域に開放された施設作りを行う。

#### (3) 職員体制 ※職員の配置は人員基準を遵守しています。

- |               |      |
|---------------|------|
| ① 管理者（施設長）    | 1名   |
| ② 医師          | 1名以上 |
| ③ 看護・介護職員     | 6名以上 |
| ④ 理学・作業・言語療法士 | 4名以上 |

#### (4) 通所定員及び営業時間等

##### 【6時間以上7時間未満】

- ・定員 70名（予防通所リハビリテーションと併せて）／日
- ・営業時間 8時30分～17時00分
- ・営業日 月曜日～土曜日（1月1日～1月3日までを除く）
- ・通常の営業地域 鹿屋市（輝北町を除く）、東串良町、肝付町（旧高山町）、大崎町

### 2.サービス内容

#### (1) ケアサービス

当事業所の提供するサービスは、利用者が選定した居宅介護支援事業者が作成したケアプランをもとに、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス計画書を作成し、その計画書に基づいて提供されます。

この計画書は、利用者に関わる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご利

用者又はご家族の希望を取り入れ、その計画の内容について同意を頂きます。

## (2) サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス計画の立案
- ② 送迎サービス
- ③ 入浴（一般浴槽のほか介助を要する利用者にはリフト浴槽等にて対応いたします）
- ④ 看護（体温、血圧測定等の心身チェック）
- ⑤ 機能訓練（計画に基づいた個別リハビリテーション、レクリエーション等）
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 食事の提供及び援助
- ⑧ その他、急変時の対応

## (3) 主なサービスの流れ

### 【6時間以上7時間未満】

- 08：30～09：30 お迎え（地域や当日の利用者数により多少時間が変更になります）
- 09：30～12：00 健康チェック及び入浴（心身の状態により清拭になる場合があります）
- 12：00～13：00 昼食
- 13：00～15：00 レクリエーション、リハビリテーション
- 15：00～15：30 おやつ、帰りの会
- 15：30～17：00 送り

## (4) 理美容

理美容店の方が来所されますので、日程表にてご確認ください。別途料金が必要です。

## 3.介護保険証の確認

当事業所のサービスを利用するにあたり、介護保険証の確認をさせていただきます。

その後、毎月、月初めに確認させていただきますので、月初めのご利用日にご提出ください。

## 4.利用料金

- ① 利用料（介護保険制度による所定の割合）
- ② 食事費（介護保険給付対象外）
- ③ その他の利用料（介護保険給付対象外）

《利用料金の内容は、別途「利用料金表」にてご確認ください。》

## 5.利用料金の支払方法

月末締めにて翌月10日以降に請求書をお渡ししますので、利用日に現金で支払われるか口座引き落としもできますのでご利用ください。

## 6.急変時及び事故時の対応

当事業所では、利用者の心身の状態等が急変した場合及び交通事故又は障害や認知面の問題から転倒等による事故がおこるおそれがあり、それらが発生した場合には、速やかに対応するため以下の協力医療機関の協力を頂いております。

尚、その様な事態が発生した場合には、ご家族へ連絡させていただきます。

又、必要に応じて市町村等への通知を行う場合があります。

- ・ 協力医療機関（併設医療機関）
  - ・ 名称 恒心会おぐら病院
  - ・ 住所 鹿屋市笠之原町 27 番 22 号
  - ・ 電話 0994-44-7171
- ・ 協力歯科医療機関
  - ・ 名称 さかもと歯科クリニック
  - ・ 住所 鹿屋市寿 8 丁目 21 番 2 号
  - ・ 電話 0994-44-2003

## 7.緊急時の連絡

利用者の急変及び事故等による緊急時の連絡は、「同意書」に記入いただいた連絡先へ連絡します。

## 8.事業所内での留意・禁止事項

- ① 喫煙は火災の原因となりますので、必ず決められた場所をお願いします。
- ② 金銭及び貴重品は、ご本人若しくはご家族の管理での持込みとし、紛失等においては、責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ③ 持ち込みされます物には、名前等の記入をお願いします。
- ④ ペットの持ち込みは、他の利用者様もいらっしゃいますのでご遠慮下さい。
- ⑤ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）中の、急変時以外の病院受診には制限がありますのでご協力下さい。
- ⑥ 事業所内での営業、販売、宣伝、勧誘等は禁止させていただきます。
- ⑦ 宗教活動及び特定の政治活動等については禁止させていただきます。
- ⑧ 金銭や物品による職員へのお心遣いはご遠慮下さい。
- ⑨ 食事の持ち込みは衛生管理上禁止させていただきます。
- ⑩ その他の食べ物の持ち込みや利用者間でのやり取りは、個人によっては食事制限のあらわれる方や、喉につまらせたりされる方、又は食中毒の要因になりかねませんのでご遠慮いただくか、若しくは当事業所職員へご確認下さい。
- ⑪ その他、ご不明な点がありましたら、遠慮なく職員へご確認下さい。

## 9.非常災害対策

当事業所は、消防法に基づく設備及び災害時の訓練を行いますのでご協力下さい。

- ・ 防災設備：スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、非常階段、防火カーテン等
- ・ 防災訓練：避難訓練・通報、消火訓練 年 2 回以上

## 10.衛生管理等

- ・ 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・ 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針（別紙）を定め、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的な実施します。

- ③ その他、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 11. 業務継続計画の策定等

- ・当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 虐待の防止等

- ・当事業所は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 虐待防止のための指針を整備します。
  - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
  - ④ 虐待防止に関する担当者を配置します。

## 13. 苦情処理体制

当事業所に対する苦情及び要望等は、1階玄関ホールに設置してある意見箱に投函いただくか、居宅介護支援事業者又は事業所職員若しくは施設の支援相談員へ申し出下さい。申し出又は意見箱に投函された苦情及び要望等は、施設内の運営会議等で検討し、改善に努めます。改善等の内容の報告は、直接申し出者に行うか、掲示致します。

### <対応窓口及び担当者>

老人保健施設ヴィラかのや  
電話：0994-44-7222  
通所リハ主任 山口 耕幸

### ※公的な介護サービスに関する窓口

- ① 鹿児島県庁くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課  
所在地：鹿児島市鴨池新町 10-1  
電話番号：099-286-2696
- ② 鹿児島県国民健康保険団体連合会  
所在地：鹿児島市鴨池新町 7-4  
電話番号：099-206-1084  
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (年末年始、祝祭日は休み)
- ④ 各市町村役場介護保険係

## 14. 個人情報の保護及び秘密保持

ご利用者、ご家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者に漏らしません。

ご利用者が、適切な介護サービスを受けられるために、以下の場合のみ行います。

- ① ご利用者、ご家族が指定する居宅介護支援事業者への情報提供。
- ② ケアプラン、サービス計画書作成のための、担当者会議等での情報提供。
- ③ 急変時等に受診する医療機関への情報提供。
- ④ 市町村への報告義務及び依頼があった場合の情報提供。
- ⑤ 介護の質の向上のための、学会・研究会等で使用する場合は、個人が特定できないように仮名にて行います。尚、このような場合は事前に同意を得ます。

※個人情報に関しまして、「個人情報の利用目的」をご参照下さい。尚、確認されたい事項がありましたら職員へ遠慮なくお聞き下さい。

#### **15.記録の閲覧、謄写を求めた場合について**

- ・ ご利用者様が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として応じます。  
但し、扶養者その他（利用者の代理人を含みます）に対しては、ご利用者様の承諾及び閲覧・謄写申請書をご記入していただき、認められる場合に限り応じます。

#### **16.その他**

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに関してご不明な点は、ご遠慮なくお聞き下さい。